

# 基礎研 レター

## 年金改革ウォッチ 2015年8月号 ～ポイント解説：国民年金保険料の時効と後納制度

年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫

(03)3512-1859 [nakasima@nli-research.co.jp](mailto:nakasima@nli-research.co.jp)

[http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio\\_nakashima.html](http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio_nakashima.html)

### 1 —— 先月までの動き

先月から、年金事業管理部会に「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」が設置されました。この委員会では、来年4月に始まる、特定事由該当時に保険料を事後的に納められる制度の承認基準（行政の事務の誤り等の特定事由によって保険料納付等の機会を逸したかの判定基準）の検討が行われます。

○社会保障審議会 特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会

テーマ 委員会の設置、特定事由、処理誤り、処理漏れ(遅延) ほか

7月6日(第1回) URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000090749.html> (配布資料)

7月31日(第2回) URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000093080.html> (配布資料)

○7月16日 社会保障審議会 年金事業管理部会(第11回)

テーマ 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出について ほか

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000091915.html> (配布資料)

### 2 —— ポイント解説：国民年金保険料の時効と後納制度

前述のとおり、来年4月から事務処理の誤りによる未納に対して新しい保険料の後納制度が始まります。また、無年金や低年金を減らすために行われてきた、過去10年間の保険料をさかのぼって納められる臨時措置が、今年10月に新たな臨時措置へ切り替わります。本稿では、国民年金保険料の時効と保険料の後納制度を確認します。

#### 1 | 原則：国民年金保険料の時効は2年。以降は、納めたくても納められない。

高齢期に公的年金を受給するためには、保険料の納付期間が25年\*1以上あることが原則的な要件となっています。また、全加入者に共通する基礎年金を満額で受給するためには、保険料を40年分納める必要があります（納付期間が40年分より短いと、その分だけ比例的に減額されます）。

その一方で、国民年金保険料の納付には期限が設けられています。まず翌月末が納付期限となって

\*1 消費税率が10%に引き上げられるとき（現時点では2017年4月の予定）に、25年が10年に変更される予定です。日本での在住期間が短い場合などでは、この変更により年金の受給資格を得られるようになります。

います。納付期限よりも遅れてしまった場合、原則として2年後までは納付できますが、それ以降は納めたくても納めることが出来ません。諸制度と同様に「時効」が存在するからです\*2。

## 2 | 臨時措置：今年9月までは過去10年、2018年9月までは過去5年の未納分を納付可能

保険料を納めていない期間(未納期間)があると、受給の要件を満たせずに無年金になったり、年金額が低額になったりします。この問題への対策として2011年8月に年金確保支援法が成立し、10年前までの未納分の保険料を納められるようになりました。

当時の民主党政権は恒久的な制度として法案を提出しましたが、定期的に保険料を納める意欲を阻害するという意見が自民党から出たため、3年間の臨時措置に修正されました。2012年10月から始まり、10年前までに未納期間がある人にはお知らせ(2009万件)を送るなどの対策が取られ、今年4月末までに131万件の後納申請がありました。

この臨時措置は今年9月末で終わりますが、昨年成立した年金事業運営改善法により、新しい臨時措置に切り替わります。新制度では、今年10月から2018年9月の間、5年前までの未納分が納付可能になります。

図表1 臨時措置に際して送られたお知らせ(例)

**国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ** <詳しくはこちら>

これまで、国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納めることができなくなりましたが、法改正による時限措置として過去10年以内であれば納めることが可能となりました。〔後納制度といえます。〕<詳しくはこちら>  
**後納制度を利用することにより、年金額の増額や年金を受給するための資格期間(原則2.5年)を満たす場合がありますので、手続き等の詳細は2ページ以降をご覧ください。<詳しくはこちら>**  
 なお、このお知らせは平成〇〇年〇〇月時点でお客さまが後納できる期間を作成したものです。

<基本情報>

お客様の照会番号	生年月日	氏名
999 999 999 999	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年金 太郎

1 後納可能な期間と納付状況(後納可能な期間を「○・△」で表示) 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

年度	保険料の納付状況												後納可能な月数	12月の保険料額	後納する際の年度毎の金額	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
平成14年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	14,940	89,640
平成15年度	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	-	14,720	-
平成16年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	14,510	174,120
平成17年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	14,560	174,720
平成18年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	△	△	△	△	4	14,610	58,440
平成19年度	△	△	△	△	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	4	14,640	58,560
平成20年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	5	14,760	73,800
平成21年度	○	○	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	3	14,840	44,520
平成22年度	免除	免除	免除	○	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	2	15,100	30,200
平成23年度	未納	未納	未納	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	一免	48		
平成24年度	一免	一免	一免	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-		

※保険料の納付状況及びこれまでの年金加入記録の説明は、見開いていただき記載をご覧ください。<詳しくはこちら>

2 これまでの年金加入記録

国民年金	①納付済期間	②免除期間	③厚生年金保険	④船員保険	⑤共済年金	合計
〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)

◆「ねんきんネット」でお客さまの年金額が試算できます!◆

インターネット上で「ねんきんネット」では、お客様の全ての年金加入記録を確認していただき、後納の月数を入力していただくだけで、納付額や年金受給額を試算できます。

お客様のアクセスキー 1234 5678 1234 5678 9

※既に「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されておりますが、改めての登録は不要です。

(注) 4頁中の1頁目。(資料) 日本年金機構ホームページ

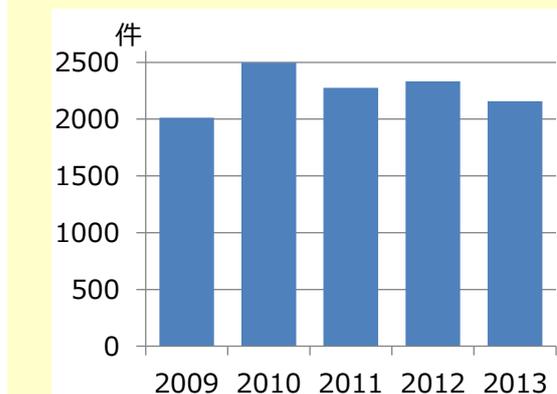
## 3 | 事務誤りによる未納の救済：来年4月から新たな制度が開始予定。現在、判定基準を検討中。

保険料が未納となるケースには、行政の事務処理の誤りなどに起因するケースもあり得ます。このようなケースで誤りの発見が遅れて保険料の時効を過ぎてしまった場合も、これまでは保険料を後から納められず、年金を増額する機会が失われていました。

そこで来年4月から、前述した年金事業運営改善法により、このようなケースを救済する制度が始まる予定です。現在は、「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」で、どのようなケースで保険料を後から納められるかの基準作りが進められています。

新たな救済制度が出来ますが、時効になる前に早めに誤りに気づけるよう、諸手続き時に控えを発行すべきという意見が同委員会では出ています。以前の年金記録問題を教訓にして、加入者自身が諸手続き時の控えや「ねんきん定期便」を確認するなどの自己管理が、重要となるでしょう。

図表2 事務処理誤り総件数の推移



(注) 発生年度別。2014年10月末現在の報告ベース。(資料) 社会保障審議会年金事業管理部会(2015/1/23)

\*2 堀勝洋(2013)『年金保険法』(第3版) pp. 608-609 は次のように記しています。「民法上の一般的な債権の消滅時効は10年であり(民167条1項)、国の債権の消滅時効は5年である(会計30条前段)。保険料について2年という短期消滅時効が定められたのは、保険料に関する債権債務関係を早期に確定させるためである(\*京都地判平成11年9月30日判時1715号51頁(厚年法、京都市役所事件))。』